

平成26年 壱岐市議会定例会 6月会議会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成26年6月20日 午前10時00分開議

日程第1	議案第44号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第45号	壱岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第46号	壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第47号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第48号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第49号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第50号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第51号	平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	要望第2号	福岡—壱岐—対馬航路における運賃値下げ実現のための長崎県リプレイス事業支援の早期適用についてご支援・ご協力をお願いする要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第10	要望第3号	指定区間：「壱岐—博多航路」と「厳原—博多航路」の分離を求める要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第11	要望第4号	九州郵船の博多航路深夜便の廃止を求める要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第12	要望第5号	唐津航路の指定区間サービス基準を緩和し、減便によって航路の赤字解消を求める要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第13	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・了承
日程第14	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・了承
日程第15	発議第3号	庁舎建設検討特別委員会の設置に関する決議について	提出議員 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決
日程第16	発議第4号	国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議について	提出議員 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決
日程第17		議員派遣の件	原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 梶崎 文雄君	事務局次長 吉井 弘二君
事務局係長 竹藤 美子君	事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	白川 博一君	副市長 ……………	中原 康壽君
教育長 ……………	久保田良和君	総務部長 ……………	眞鍋 陽晃君
企画振興部長 ……………	山本 利文君	市民部長 ……………	川原 裕喜君
保健環境部長 ……………	斉藤 和秀君	建設部長 ……………	原田憲一郎君
農林水産部長 ……………	堀江 敬治君	教育次長 ……………	米倉 勇次君
消防本部消防長 ……………	安永 雅博君	病院部長 ……………	左野 健治君
総務課長 ……………	久間 博喜君	財政課長 ……………	西原 辰也君
会計管理者 ……………	土谷 勝君		

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。

沓岐新報社ほか5名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理しております。

これより、議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第44号～日程第12. 要望第5号

○議長（町田 正一君） 日程第1、議案第44号沓岐市税条例の一部改正についてから日程第12、要望第5号唐津航路の指定区間サービス基準を緩和し、減便によって航路の赤字解消を求める要望まで12件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。豊坂敏文総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） それでは、総務文教厚生常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、沓岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第44号沓岐市税条例の一部改正について、原案可決。議案第45号沓岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、原案可決。議案第46号沓岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第47号沓岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。議案第51号平成26年度沓岐市病院事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

そのほかに国民健康保険税の税率改正時期について、行政より原案——税率の改正についての問題提議が出ておりましたが、これについては、前年度の所得を把握する実態もありますので、従来どおり当該年度で報告あるいは専決という形しかないという形の中で、健康保険税のもし税率改正がある場合は従来どおりでいいという委員会の意見をまとめております。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、審議内容について提出者に質

疑することはできませんので、申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。深見義輝産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果。

議案第49号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第50号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

次に、要望です。

委員会審査報告書、本委員会に付託された要望は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果。委員会の意見については後で4要望とも一緒に報告いたします。

要望第2号、平成26年3月11日、福岡—壱岐—対馬航路における運賃値下げ実現のための長崎県リプレイス事業支援の早期適用についてご支援・ご協力をお願いする要望。不採択とすべきもの。

要望第3号、平成26年3月11日、指定区間：「壱岐—博多航路」と「巖原—博多航路」の分離を求める要望。不採択とすべきもの。

要望第4号、平成26年3月11日、九州郵船の博多航路深夜便の廃止を求める要望。不採択とすべきもの。

要望第5号、平成26年3月11日、唐津航路の指定区間サービス基準を緩和し、減便によって航路の赤字解消を求める要望。不採択とすべきもの。

委員会の意見。要望第2号のリプレイス事業については、現時点では長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金実施要項及び取扱要領の要件に達していないため不採択とする。

要望第3号の指定区間の分離については、毎年、市は県に対して意見の申し入れを実施しているため、不採択とする。

要望第4号及び第5号については、九州郵船株式会社の経営に関する重要事項と思われるので、議会として関与すべきところではないと判断し、不採択とする。

以上、要望4件の航路問題については、島民の壱岐の経済に大きく影響することから、その重要性を理解するところですが、指定区間及びサービス基準の見直しは航路対策協議会の多角的な視野のもと、各委員のコンセンサスを十分に図り、国・県に対して要望を行うことが適切であると考えます。

なお、要望者及び事業者間で航路問題について協議する機会を設けるなど、市議会としても市に申し入れを行う。

また、航路対策として運賃の低廉化など市議会から国・県に対して今後も要望活動を継続して行っていく。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。鵜瀬和博予算特別委員長。

〔予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 予算特別委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をします。

議案第48号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから予算特別委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第44号壱岐市税条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第44号壱岐市税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号壱岐市障害程度区分認定審査会委員の定数等を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第45号壱岐市障害程度区分認定審査会委員の定数等を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第46号壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第47号壱岐市火災予防条例の一部改正に

については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第48号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第49号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第50号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第51号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、要望第2号福岡—壱岐—対馬航路における運賃値下げ実現のための長崎県リプレイス事業支援の早期適用についてご支援・ご協力をお願いする要望について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第2号福岡—壱岐—対馬航路における運賃値下げ実現のための長崎県リプレイス事業支援の早期適用についてご支援・ご協力をお願いする要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、要望第2号福岡—壱岐—対馬航路における運賃値下げ実現のための長崎県リプレイス事業支援の早期適用についてご支援・ご協力をお願いする要望は、不採択とすることに決定しました。

次に、要望第3号指定区間：「壱岐—博多航路」と「厳原—博多航路」の分離を求める要望について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第3号指定区間：「壱岐—博多航路」と「厳原—博多航路」の分離を求める要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、要望第3号指定区間：「壱岐—博多航路」と「厳原—博多航路」の分離を求める要望は、不採択とすることに決定しました。

次に、要望第4号九州郵船の博多航路深夜便の廃止を求める要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第4号九州郵船の博多航路深夜便の廃止を求める要望を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、要望第4号九州郵船の博多航路深夜便の廃止を求める要望は、不採択とすることに決定しました。

次に、要望第5号唐津航路の指定区間サービス基準を緩和し、減便によって航路の赤字解消を求める要望について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第5号唐津航路の指定区間サービス基準を緩和し、減便によって航路の赤字解消を求める要望を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、要望第5号唐津航路の指定区間サービス基準を緩和し、減便によって航路の赤字解消を求める要望は、不採択とすることに決定しました。

ここで、議案配付のためしばらくお待ちください。

日程第13. 諮問第3号～日程第14. 諮問第4号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第13、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第14、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 諮問第3号及び諮問第4号について提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、勝本町仲触の人権擁護委員田口チズ子氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、提案をいたします。

諮問第4号につきましても、石田町池田仲触の人権擁護委員野本肇氏が同じく本年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦

したいので提案をいたします。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元にお配りいたしております資料のとおりでございます。御審議賜り、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号及び諮問第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定いたしました。

日程第15. 発議第3号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第15、発議第3号庁舎建設検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。7番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

○提出議員（7番 今西 菊乃君） 発議第3号、平成26年6月20日、壱岐市議会議長、町田正一様。提出者、壱岐市議会議員、今西菊乃。賛成者、壱岐市議会議員、小金丸益明、豊坂敏文。庁舎建設検討特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

庁舎建設検討特別委員会の設置に関する決議、次のとおり庁舎建設検討特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、庁舎建設検討特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。3、目的、壱岐市庁舎の建設に関する調査。4、委員の定数、15名。5、委員の氏名、議長を除く全議員。6、期限、閉会中も継続して調査終了まで。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第3号庁舎建設検討特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時27分休憩

.....
午前10時28分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎建設検討特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

庁舎建設検討特別委員会の委員長には13番、市山繁議員、副委員長に14番、牧永護議員を決定いたしましたので、御報告いたします。

委員会の内容の重要性に鑑みまして、委員長、副委員長には議会の意見の取りまとめ、委員会の意見の取りまとめに御苦勞をおかけすると思いますが、よろしく願いいたします。

日程第16. 発議第4号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第16、発議第4号国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。15番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○提出議員（15番 鵜瀬 和博君） 発議第4号、平成26年6月20日、壱岐市議会議長、町田正一様。提出者、壱岐市議會議員、鵜瀬和博。賛成者、同じく深見義輝、豊坂敏文。

国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会議事規則第14条の規定により提出します。

国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議、次のとおり国境離島活性化推進特別委員会を設置するものとする。記、名称、国境離島活性化推進特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。目的、国境離島の活性化推進に関する調査。委員の定数、7名。委員の氏名、小金丸益明、今西菊乃、市山和幸、田原輝男、豊坂敏文、牧永護、鵜瀬和博。期限、閉会中も継続して調査終了まで行うこととしております。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第4号国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時31分休憩

.....

午前10時32分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

国境離島活性化推進特別委員会委員長に15番、鵜瀬和博議員、副委員長に8番、市山和幸議員を決定いたしましたので、御報告いたします。

これで、壱岐、対馬、五島、上五島、小値賀3市2町長崎県の離島それぞれに国境離島の同じように特別委員会が設置されます。いよいよ航路問題も含めて離島の活性化に向けて国の支援を積極的に活用していこうという要望でありますので、委員長、副委員長におかれましてはぜひ目的の実現のために御努力いただきますよう、議長から特にお願ひ申し上げます。

----- . ----- . -----

日程第17. 議員派遣の件

○議長（町田 正一君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。6月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会定例会6月会議の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

6月3日から本日まで18日間にわたり、本会議並びに委員会を通じ慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御理解御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、これから梅雨も本番を迎えます。ことしは少雨の傾向にございますけれども、この時期、特に集中豪雨等の発生も予想されるところでございます。市といたしましては、今後も防災対策に万全を期してまいります。市民皆様におかれましても、今後の気象情報等には十分御注意いただくとともに、日ごろの備えなど再度御確認いただきますようお願い申し上げます。

そして、その梅雨を過ぎれば壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えます。多くの観光客皆様が御来島され、壱岐の風光明媚な自然、青く澄み切った海に白い砂浜、そして新鮮美味な食などを大いに満喫されるものと思っております。市民皆様にも、このすばらしい壱岐の夏を満喫していただきますとともに、御来島される観光客皆様に対し、市民皆様お一人お一人が観光案内人としておもてなしの心で接していただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

また、長崎がんばらんば国体も近づいてまいりました。7月5日に文化ホールにおいて100日前イベントを開催いたします。多くの市民皆様の御来島をお待ち申し上げますとともに、国体成功に向けて市民皆様の御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

さて、市報でもお知らせしておりましたけれども、松坂直美先生のピアノを芦辺小学校に御寄贈いただいておりますが、このたび、御令嬢の八丈島在住岡野みち子様からの御連絡によりますと、松坂直美先生が作曲された楽譜が古賀政男記念館に、壱岐の紹介を含め展示されることとでございます。その後、これらも壱岐市に御寄贈いただくこととなっており、大変ありがたいと思っている次第であります。これらの情報を含め、私は今後壱岐のすばらしさを情報発信するため、職員一人一人がそのことを常に心がけるよう指示してまいります。

他市のうらやましい一例を上げますと、皆様も御存じのように、平戸市のふるさと納税が連日のようにマスコミに取り上げられております。黒田市長のお話では、一職員のアイデアと行動力だそうでございますが、これはやはり市長はもちろんのこと、職員力のあらわれだと思っております。私どもも負けないう頑張りたいと考えているところでございます。

梅雨の期間中とはいえ、暑さも大変厳しくなっております。市民皆様には、体調には十分御注意され、日々健やかに過ごされますことを心からお祈りいたしまして、閉会の御挨拶といたし

ます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上をもちまして、平成26年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

なお、8月12日、壱岐市議会が主催いたしまして、第1回子ども議会を8月12日の10時から開催する予定としております。関係機関の御協力をよろしく申し上げます。

同時に、ケーブルテレビにて中継も予定しておりますので、市民の皆様には御視聴のほうをよろしく願いいたします。

以上で、閉会します。お疲れさまでした。

午前10時37分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

副 議 長 鶴瀬 和博

署名議員 深見 義輝

署名議員 今西 菊乃

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員